

議案第100号

山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について

山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例

山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にその期日が告示されている山陽小野田市長選挙の投票については、この条例による廃止前の山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。